

〔事例〕

本件土地の所有権はもと B に属したこと、登記簿上その所有権は、B から A、A から Y1（A の子）、Y1 から Y2、Y2 から Y3 へと移転したことについて、X と Y らの間に争いはない。X は、本件土地の買付交渉を A に依頼したところ、A がこれを奇貨として B を売主、A を買主とした売買契約証書を作成した、そこで本件土地を B から買受けたのは X であると主張して、Y1・Y2・Y3 に対し、本件土地が X の所有に属することの確認および所有権移転登記手続等を求める訴えを提起した（以下、本訴）。

X は自身が買主であることを示す間接事実として、①本件土地の売買代金 4000 万円は X が支出したこと、②売買契約の成立後、売主 B の唯一の相続人 C が売買契約の成立を争い、所有権移転登記手続を拒んだため、X は売買契約証書に買主と表示された A に指示し、C を被告とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起させ、A 勝訴の判決を得たが、この訴訟に要した費用は X が負担したこと、③売買契約の成立後、X が本件土地を実際に使用収益し、その一部を D に賃貸してきたこと、④Y1 は代書業であった先代 A が本件土地を取得した経緯を何ら主張しないこと、⑤Y1 は A の死亡により相続が開始した後 8 年間もの間、相続登記をしなかった理由を説明していないこと等を主張した。

そして X は、以上の事実を証明する証拠として、前掲の売買契約証書のほか、甲 3 号証（本件売買契約の成立から約 3 年後である平成 7 年 5 月 22 日付けで本件土地の一部を D に賃貸することに関する X から D に宛てた念書であり、A が代書人としてこれを作成し、A がその旨の奥書および署名捺印をしたもの。この念書には、本件土地は X の所有である旨が記載されている）、甲 7 号証ないし 9 号証（X の金銭出納を記載した帳簿。この帳簿には、本件土地の購入に要した費用として「代金」・「登記料」・「訴訟費用その他雑費」が何百何十何円と極めて細かい端数付きの金額をもって A に支出されたことがその都度記入されている）を提出した（以下、甲 3 号証・甲 7 ないし 9 号証をまとめて「本件報告文書」という）。これに対し、Y らは、A は X から借りた資金をもって B から本件土地を買い付けたのだから買主は A であり、その後 Y1・Y2 を経て Y3 に所有権が移転したと主張し、本訴請求の棄却を求めた。

〔設問〕

裁判所が BA 間の売買契約の成立を認めつつ、X の請求を認容する方向に心証が傾いた場合、B からの買主が A であるか、それとも X であるかという点を争点と捉えることに問題はないか。問題があるとすれば、事例の争点をどのように捉えるべきか。事例の争点が適切に設定され、裁判所が前述の心証に即した判決をするには、いかなる事実を認定しなければならないか。解答に際しては、裁判所が問題の事実を認定する前提として釈明権行使の要否および X が証拠として提出した本件報告文書の取扱いにも言及しなさい。なお、X が提出した売買契約証書は、真正に成立したものとする。また、X の A に対する本件土地の買付

委託に関して、裁判所は、「受任者が委任者の名を秘し自己を買主として取得する事例は世上極めて多い。この場合受任者の内心の意思如何に拘らず、受任者の行為と見なされるのは取引の安全を保護するためである。」との経験則を有するものとする。

【出題趣旨】

本問は、最判昭和 32・10・31 民集 11 卷 10 号 1779 頁を素材とした〔事例〕について、争点整理手続が整備された現行民事訴訟法で、どのように争点を整理して事実を認定すべきか、関連して当事者の提出した証拠を取扱うべきかを検討してもらう問題である（参考：法学教室 469 号 101 頁）。

訴訟物や事実関係の整理は、本問に限らず、民事訴訟法の事例問題を解く際には必須の作業であるが、〔事例〕ではまさにこの作業の仕方が一つの問題となる。

本件土地の所有権登記について X と Y らの間に争いはなく、現在の登記名義人は Y3 である。X の言い分によると、X が A に対して本件土地の買付交渉を依頼したところ、本件土地のもと所有者 B を売主、A を買主とする売買契約証書が作成されているが、買主は X である。これに対し、Y らは、BA 間の売買、A から Y1・Y2 を経て Y3 に所有権が移転したと主張する。以上によれば、事例の争点は、本件土地を B から買受けたのは X か、A かという点にあらう。しかしながら、BA 間の売買契約証書が X によって証拠として提出されている以上、この証書が真正に成立している限り、裁判所は BA 売買を認定せざるを得ない。この結果、X は、A からの所有権移転を基礎づける事実について主張しない限り、X に所有権があるとの主張は失当となる。X が一貫した主張をする上で、AX 間の所有権移転を基礎づける事実是不可欠であり、その意味で主要事実であるところ、X は買付を委託した A の仲介による BX 間の売買を主張していると解されるにもかかわらず、BA 間の売買を前提とした AX 間の所有権移転を基礎づける事実の主張を欠いている。本問のように裁判所が X の請求を認容する方向に心証が傾いたとしても、AX 間の所有権移転の経過について主張が欠けている場合、弁論主義の第一準則により、この事実を判決の基礎とすること（当該事実を認定すること）は許されない。そこで、裁判所としては、この事実（請求原因事実の一部）について証明責任を負う X に主張させるべく、釈明権を行使する義務がある。とりわけ、本問では、裁判所は、「受任者が委任者の名を秘し自己を買主として取得する事例は世上極めて多い…」との経験則を有するところ、これを手がかりとすれば、X の言い分にみられる、A の仲介による BX 間の売買という主張は、BA 間の売買成立の後、A が委任事務として所有権を X に移転させたことを意味することが判明する。X の所有権の来歴に関する主張を、BA 間の売買という動かしがたい事実を踏まえた一貫性のあるものにするため、裁判所は、X が AX 間の所有権移転の事実を主張するように釈明権を行使し、当初の不完全な主張を明瞭かつ一貫性のあるものに是正するよう促す義務（釈明義務）がある。

次に問題となるのは、仮に X が AX 間の所有権移転の事実を主張したとしても、裁判所がその事実を真実と認めて認定することができるかという点である。本訴において、X は、甲 3 号証によって本件土地の所有者が X であること、また、甲 7～9 号証によって X が本件土地の購入のため代金を支払ったことを証明しようとしている。このことと、争いのない

B もと所有に争いがないこと、BA 間の売買契約証書（処分証書）によって認定される BA 間の売買は動かしがたい事実であること、買付委託が受託者への所有権移転を伴うという経験則に照らせば、本件報告文書により AX 間の所有権移転を認定することができる。その意味で、本件報告文書は、AX 間の所有権移転を認定するのに役立つ証拠である。

以上から、X が裁判所の釈明に応じて AX 間の所有権移転の事実を補充すれば、裁判所はその心証通りに X の請求を認容することができる。

【評価基準】

〔設問〕（50 点満点）

1. 訴訟物（5 点）

（X の）所有権

（X の）所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求権

※ 両方とも指摘していなくても、後者が十分に記述できている場合、満点でよい。

2. 争点（言い分ベース）（10 点）

X の言い分、Y の言い分を突き合せた結果、争いのある事実として、もと所有者 B から買受けた者が X か、A かが争点になることが指摘されていること

X の言い分：BX 間の本件土地の売買（代金 4000 万円）

Y の言い分：BA 間の本件土地の売買（代金 4000 万円）、A 死亡による Y1 相続、Y1 から Y2 を経て Y3 への所有権移転

争いのない事実：B もと所有

争いのある事実：本件土地の買主は X か、A か

※ 余計な記述があっても、減点しなくてよい。必要な記述がある限り、10 点を上限に加点する。ただし、争点が何かを探究しない記述は、部分的に記述が当たっていても加点しない。

3. 処分証書による事実認定（5 点）

BA 間の売買契約証書が真正に成立したものであることを指摘した上で、当該文書が処分証書であり、裁判所は BA 間の売買を認定すべきである旨が指摘されていること。なお、BA 間の売買が処分証書により認定されると、これが動かしがたい事実となり、争点は、AY1 間の相続か、AX 間の所有権移転かに移ることになる（いずれも所有権の来歴にかかわる事実である）。

※ 処分証書に関して丁寧な記述があり得るが、ここでは加点しない。

※ この 3 と次の 4 は、まとめて 10 点と考えて評価しても良い。

4. 新たな争点：X の請求を認容する際に必要となる主要事実（5 点）

BA間の売買が認定される場合、Xは当初の言い分のみでは、Xの所有権を基礎づけることができず、失当となるおそれが生ずる。これを避けるには、AX間の所有権移転を基礎づける事実が弁論に現れる必要がある。

※ 主張失当の可能性を明確に指摘していなくても、所有権の来歴にかかる主要事実であるのにその一部が欠けているといったことが分かる記述があれば、加点してよい。

5. 弁論主義第一テーゼ違反の可能性の指摘（5点）

AX間の所有権移転を基礎づける事実は、Xの言い分にも、Yの言い分にも直接的には現れていない。にもかかわらず、裁判所がその心証通りにXの請求を認容する判決をするならば、当事者の主張しない事実を判決の基礎にすることになる。これを避けるには、裁判所は、当該事実の証明責任を負うXに対し、釈明権を行使し、主張の補充を促す必要がある。

※ 第一テーゼへの言及だけではなく、事例で問題となるAX間の所有権移転を基礎づける事実が主張されていないのに裁判所がこれを認定すると、第一テーゼ違反になることが指摘できているときに満点とする。

6. 買付委託（委任）に関する経験則の活用と釈明義務（法的観点指摘義務）（10点）

裁判所は、多数の事件を処理する権利判定機関として、本件のような買付委託（委任）に関する経験則を備えている。本問の括弧書きにある経験則によれば、XがAに買付委託をした場合、BA間の売買を成立させた上で、AがXに所有権を移転して任務を完了することが予定されている。とすると、Xの言い分であるBX間の売買は、実は、BA間の売買とAX間の所有権移転（委任事務）の組み合わせと判明する。したがって、Xの言い分は、本来なすべき主張をせず、不明瞭な主張を行ったことになるため、裁判所は、上記経験則に基づいてXにその言い分を是正させるため、釈明権を行使する義務がある。買付委託が受託者への所有権移転を伴うという上記経験則に基づく指摘は、法律構成に関する指摘でもあるから、これは法的観点指摘義務の問題である。

※ 加点の際には、経験則をうまく活用して、BX間の売買というXの当初の言い分を分析できているかどうかを重視する。釈明義務や法的観点指摘義務は4点が上限。

7. 報告文書の役割（10点）

Xは、甲3号証によって本件土地の所有者がXであること、また、甲7～9号証によってXが本件土地の購入のため代金を支払ったことを証明しようとして、書証の申出をしている。これらの報告文書は、直ちに一定の法律行為を証明できるわけではない。しかし、各書証から認定される間接事実は、Xが本件土地の買主であり、かつ、所有者であることの徴表になる。そうすると、Bがもと所有者であることに争いがなく、売買契約証書によって認定されるBA間の売買の成立は動かしがたい事実であること、XのAに対する買付委託が主張されているにもかかわらず、AX間の所有権移転を基礎づける事実が弁論に現れてい

ないこと、裁判所は買付委託が受託者への所有権移転を伴うという経験則を有することに照らすと、AX間の所有権移転を基礎づける事実の証明に寄与することが分かる。

※ 報告文書から直接的に認定可能な事実が指摘されているかどうかと、報告文書により認定された間接事実からAX間の所有権移転を基礎づける事実（主要事実）を推認できることとは区別して、それぞれ5点を上限に加点する。

8. 結論

Xが裁判所の釈明に応じてAX間の所有権移転を基礎づける事実を主張すれば、裁判所は、本件報告文書に基づいて当該事実を認定することができるため、裁判所はその心証通りにXの請求を認容できることになる。

※ ここには特に加点しない。